

マイナンバーを使った手続きでの本人確認について ～本人が手続きする場合～

マイナンバーを使った手続きでは
なりすまし等を防止するため、法令に基づ
き厳格な本人確認をさせていただきます。

次の1～5のいずれかの方法で
本人確認をさせていただきます。



	個人番号の確認	ご自身の確認
1		
2		
3		公的医療の 保険証 年金手帳 日本年金機構
4	個人番号付きの 住民票の写し または 記載事項証明書	
5	個人番号付きの 住民票の写し または 記載事項証明書	公的医療の 保険証 年金手帳 日本年金機構

※水害等の災害又は盗難などにより個人番号の確認が困難である場合
には、申請手続きの担当課にご相談ください。

運転免許証などの写真付きのものは、主にこの表にある書類から1種類
を確認します。（「氏名と生年月日」か「氏名と住所」の記載があるもの）

行	書類の名称	行	書類の名称
あ	運行管理者技能検定合格証明書	さ	税理士証票
	運転経歴証明書（交付年月日が 平成24年4月1日以降のもの）		船員手帳
	運転免許証		戦傷病者手帳
か	学生証（写真付き）	た	耐空検査員の証
	危険物取扱者免状		宅地建物取引士（主任者）証
	行政書士会会員証		電気工事士免状
	居宅介護支援専門員証（ケアマネジャーの証）		動力車操縦者運転免許証
	個人番号カード		特殊電気工事資格者認定証
さ	社員証（写真付き）		特別永住者証明書
	住民基本台帳カード（写真付き）	は	弁護士の身分証明書
	身体障害者手帳	ま	無線従事者免許証
	精神障害者保健福祉手帳	ら	療育手帳
			旅券（パスポート）

保険証など写真のないものは、主にこの表にある書類から2種類
以上を確認します。（「氏名と生年月日」か「氏名と住所」の記載があるもの）

行	書類の名称	行	書類の名称
あ	印鑑登録証明書	さ	税金の証明書※6か月以内のもの （納税証明書・所得証明書・課税証明書）
	恩給証書	た	特別児童扶養手当証書
か	学生証（写真なし）	な	年金手帳・年金証書
	加入者証（私立学校教職員共済制度）	は	保険証 （国民健康保険・健康保険・船員保険・後 期高齢者医療・介護保険の被保険者証）
	組合員証（国家公務員共済組合、地方公 務員共済組合）		福祉医療費受給者証（障・老・ひとり親）
	健康保険日雇特例被保険者手帳	ら	領収書 ※6か月以内のもの （国税・地方税・社会保険料・ガス・上下 水道）
	源泉徴収票（給与所得、公的年金等）		
	戸籍や戸籍附票の写し（謄本や抄本も可）		
さ	児童扶養手当証書		
	社員証（写真なし）		
	住民票の写し・住民票記載事項証明書		
	生活保護受給者証		

■マイナンバー制度とは

マイナンバー制度とは、住民票のあるすべての方に12桁の個人番号(マイナンバー)が付番され、その個人番号を行政機関などの間で利用することにより国民生活の利便性を高めるための制度です。

今後は、国の行政機関や市・府などの地方公共団体などにおける「社会保障」「税」「災害対策」への手続きにはマイナンバーが必要となります。

マイナンバー制度により、社会保障関係等の手続きで添付書類が省略されるなど、行政手続きが効率化されるため、早く正確に手続きが進みます。

市役所における手続きについては、今後、国の法令整備と合わせて、順次添付書類を省略することができるようになります。

■手続きの際、本人確認はなぜ必要なのですか

平成28年1月から、市役所の手続きでマイナンバーが必要となることがあります。申請書などにマイナンバーを記入していただくことがありますので、市役所や各支所に手続きにお越しの際は、手続きを行う担当課に確認された上で、通知カードや個人番号カードを持ってきてください。

窓口では、なりすましを防ぐために法令に基づき厳格な本人確認をさせていただきます。

マイナンバーの記入が必要な手続きについては、このお知らせのリーフレットの表面に記載の書類が必要になりますので、お忘れのないようにお願いします。

なお運転免許証などの顔写真付きの証明書がない場合は、健康保険証と年金手帳をお持ちいただくなど、2種類以上の書類が必要になります。

詳しいことは、手続きの担当課にお尋ねください。

市役所や他の行政機関においてマイナンバーを利用する手続きは、右の表以外にもあります。
ご不明な点があれば、お気軽にご相談ください。



マイナンバーを利用する主な手続き

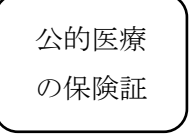
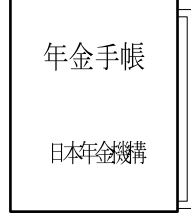
主な手続き	問い合わせ先
通知カード・個人番号カードに関する手続き	市民課 窓口係 TEL 24-7014
国民年金に関する手続き	保険年金課 国民年金係 TEL 24-7057
市税などに関する手続き	税務課 市民税係 TEL 24-7024 税務課 資産税係 TEL 24-7025
国民健康保険などに関する手続き	保険年金課 国保係 TEL 24-7019、24-7015
後期高齢者医療保険などに関する手続き	保険年金課 高齢者医療係 TEL 24-7018
介護保険などに関する手続き	高齢者福祉課 介護保険係 TEL 24-7013
保育所に関する手続き	子ども政策室 保育園係 TEL 24-7083
児童手当などに関する手続き	子ども政策室 児童福祉係 TEL 24-7011
障害者手帳などに関する手続き	障害者福祉課 障害者福祉係 TEL 24-7017
生活保護に関する手続き	社会福祉課 保護係 TEL 24-7012
母子健康手帳の交付などに関する手続き	子ども政策室 母子保健係 TEL 24-7055
予防接種、健（検）診に関する手続き	健康医療課 成人保健係 TEL 23-2788
市立幼稚園に関する手続き	子ども政策室 幼稚園係 TEL 24-7082
就学援助などに関する手続き	学校教育課 学務係 TEL 24-7062
放課後児童クラブに関する手続き	生涯学習課 放課後児童育成係 TEL 24-7067
市営住宅に関する手続き	建築住宅課 住宅管理係 TEL 24-7053
	* 各問い合わせ先のFAX番号 FAX 23-6537（共通）

マイナンバーを使った手続きでの本人確認について ～代理人（個人）が手続きする場合～

マイナンバーを使った手続きではなりすまし等を防止するため、法令に基づき厳格な本人確認をさせていただきます。

次の1～2のいずれかの方法で本人確認をさせていただきます。



	代理権の確認	代理人のご自身の確認	本人の個人番号の確認
1	①  委任状 代理手続きができることを証明するもの	②  代理人の運転免許証などの写真付のもの	③  本人の個人番号付きのもの
2	①  委任状 代理手続きができることを証明するもの	④  公的医療の保険証  年金手帳 日本年金機構 代理人の保険証など写真のないもの <u>2種類以上</u>	③  本人の個人番号付きのもの

＊上記①②③④の各必要書類のことについては、右側の同じ番号の説明事項をご確認ください。

※水害等の災害又は盗難などにより個人番号の確認が困難である場合には、申請手続きの担当課にご相談ください。

①代理手続きができることを証明するものは、この表にある書類です。

行	書類の名前
あ	委任状 ＊委任状は本市所定の委任状様式を参考にしてください。
他	戸籍謄本などで法定代理人の資格を証明できる書類

②代理人の本人確認書類（写真付のもの）は、「本人が手続きをする場合」の確認書類と同じです。

③本人の個人番号付きのものは、この表にある書類です。

行	書類の名前
か	個人番号カード（本人の方の） ※その写しでも構いません。
さ	住民票の写し・住民票記載事項証明書（本人の方の） ※その写しでも構いません。
た	通知カード（本人の方の） ※その写しでも構いません。

④代理人の本人確認書類（写真のないもの）は、「本人が手続きをする場合」の確認書類と同じです。

■マイナンバー制度とは

マイナンバー制度とは、住民票のあるすべての方に12桁の個人番号(マイナンバー)が付番され、その個人番号を行政機関などの間で利用することにより国民生活の利便性を高めるための制度です。

今後は、国の行政機関や市・府などの地方公共団体などにおける「社会保障」「税」「災害対策」への手続きにはマイナンバーが必要となります。

マイナンバー制度により、社会保障関係等の手続きで添付書類が省略されるなど、行政手続きが効率化されるため、早く正確に手続きが進みます。

市役所における手続きについては、今後、国の法令整備と合わせて、順次添付書類を省略することができるようになります。

■手続きの際、本人確認はなぜ必要なのですか

平成28年1月から、市役所の手続きでマイナンバーが必要となることがあります。申請書などにマイナンバーを記入していただくことがありますので、市役所や各支所に手続きにお越しの際は、手続きを行う担当課に確認された上で、通知カードや個人番号カードを持ってきてください。

窓口では、なりすましを防ぐために法令に基づき厳格な本人確認をさせていただきます。

マイナンバーの記入が必要な手続きについては、このお知らせのリーフレットの表面に記載の書類が必要になりますので、お忘れのないようにお願いします。

なお運転免許証などの顔写真付きの証明書がない場合は、健康保険証と年金手帳をお持ちいただくなど、2種類以上の書類が必要になります。

詳しいことは、手続きの担当課にお尋ねください。

市役所や他の行政機関においてマイナンバーを利用する手続きは、右の表以外にもあります。
ご不明な点があれば、お気軽にご相談ください。



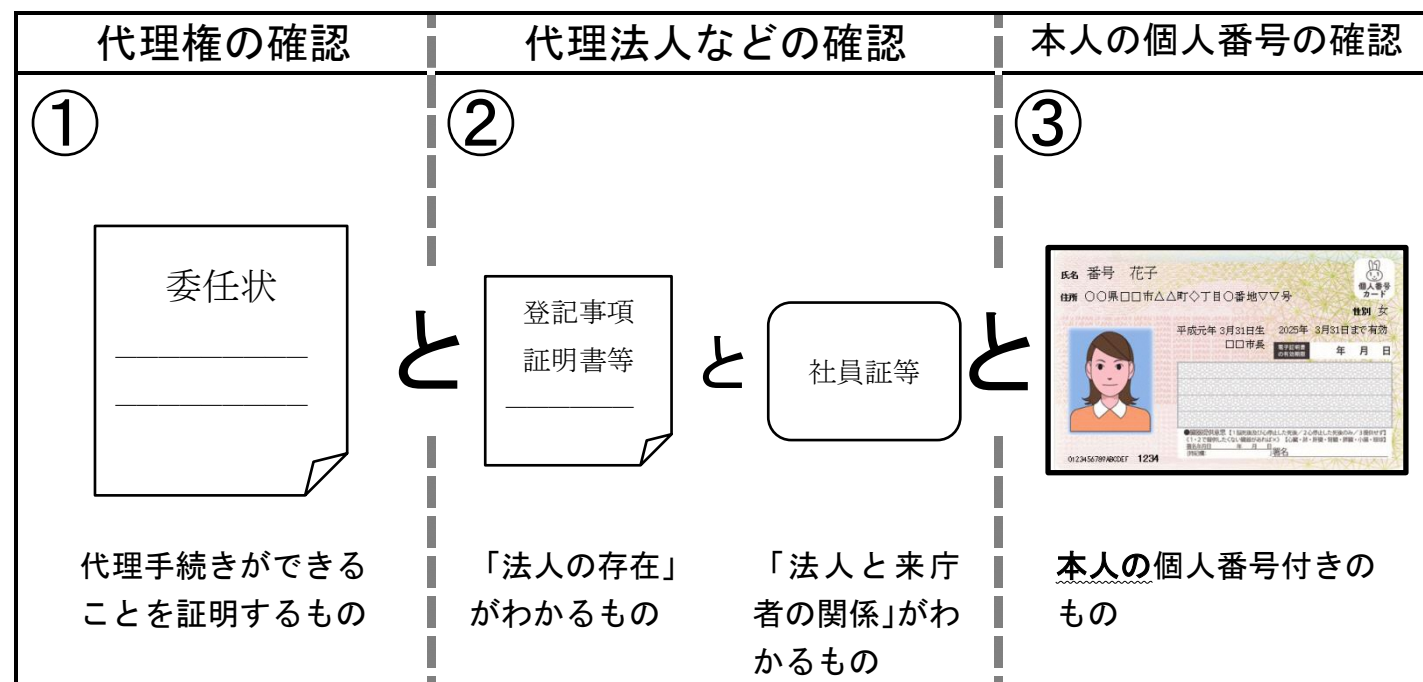
マイナンバーを利用する主な手続き

主な手続き	問い合わせ先
通知カード・個人番号カードに関する手続き	市民課 窓口係 TEL 24-7014
国民年金に関する手続き	保険年金課 国民年金係 TEL 24-7057
市税などに関する手続き	税務課 市民税係 TEL 24-7024 税務課 資産税係 TEL 24-7025
国民健康保険などに関する手続き	保険年金課 国保係 TEL 24-7019、24-7015
後期高齢者医療保険などに関する手続き	保険年金課 高齢者医療係 TEL 24-7018
介護保険などに関する手続き	高齢者福祉課 介護保険係 TEL 24-7013
保育所に関する手続き	子ども政策室 保育園係 TEL 24-7083
児童手当などに関する手続き	子ども政策室 児童福祉係 TEL 24-7011
障害者手帳などに関する手続き	障害者福祉課 障害者福祉係 TEL 24-7017
生活保護に関する手続き	社会福祉課 保護係 TEL 24-7012
母子健康手帳の交付などに関する手続き	子ども政策室 母子保健係 TEL 24-7055
予防接種、健（検）診に関する手続き	健康医療課 成人保健係 TEL 23-2788
市立幼稚園に関する手続き	子ども政策室 幼稚園係 TEL 24-7082
就学援助などに関する手続き	学校教育課 学務係 TEL 24-7062
放課後児童クラブに関する手続き	生涯学習課 放課後児童育成係 TEL 24-7067
市営住宅に関する手続き	建築住宅課 住宅管理係 TEL 24-7053
	* 各問い合わせ先のFAX番号 FAX 23-6537（共通）

マイナンバーを使った手続きでの本人確認について ～代理人（法人）が手続きする場合～

マイナンバーを使った手続きでは
なりすまし等を防止するため、法令に基づ
き厳格な本人確認をさせていただきます。

次の方法で本人の番号
や、代理法人の確認をさ
せていただきます。



＊上記①②③の各必要書類のことについては、右側の同じ番号の説明事項
をご確認ください。

※水害等の災害又は盗難などにより個人番号の確認が困難である場合
には、申請手続きの担当課にご相談ください。

①代理手続きができることを証明するものは、この表に
ある書類です。

（「法人の商号や名称」と「本店か事務所の所在地」の記載が
あるもの）

行	書類の名前
あ	委任状 ＊委任状は本市所定の委任状様式を参考にしてください。
他	法定代理人の資格を証明できる書類

②法人の存在がわかるものと、法人と来庁者との関係が
わかる主なものは、次のそれぞれの表にある書類です。

（「法人の商号や名称」と「本店か事務所の所在地」の記載が
あるもの）

法人の存在がわかるもの	
行	書類の名称
あ	印鑑登録証明書
た	登記簿謄本、登記事項証明書
な	納税証明書※6か月以内のもの
ら	領収書※6か月以内のもの (国税、地方税、社会保険料、ガス・上下水道)

と

法人と来庁者の関係がわかるもの	
行	書類の名称
さ	社員証等
他	法人の従業員である旨の証明書

③本人の個人番号付きのものは、この表にある書類です。

行	書類の名前
か	個人番号カード（本人の方の） ※その写しでも構いません。
さ	住民票の写し・住民票記載事項証明書（本人の方の） ※その写しでも構いません。
た	通知カード（本人の方の） ※その写しでも構いません。

■マイナンバー制度とは

マイナンバー制度とは、住民票のあるすべての方に12桁の個人番号(マイナンバー)が付番され、その個人番号を行政機関などの間で利用することにより国民生活の利便性を高めるための制度です。

今後は、国の行政機関や市・府などの地方公共団体などにおける「社会保障」「税」「災害対策」への手続きにはマイナンバーが必要となります。

マイナンバー制度により、社会保障関係等の手続きで添付書類が省略されるなど、行政手続きが効率化されるため、早く正確に手続きが進みます。

市役所における手続きについては、今後、国の法令整備と合わせて、順次添付書類を省略することができるようになります。

■手続きの際、本人確認はなぜ必要なのですか

平成28年1月から、市役所の手続きでマイナンバーが必要となることがあります。申請書などにマイナンバーを記入していただくことがありますので、市役所や各支所に手続きにお越しの際は、手続きを行う担当課に確認された上で、通知カードや個人番号カードを持ってきてください。

窓口では、なりすましを防ぐために法令に基づき厳格な本人確認をさせていただきます。

マイナンバーの記入が必要な手続きについては、このお知らせのリーフレットの表面に記載の書類が必要になりますので、お忘れのないようにお願いします。

なお運転免許証などの顔写真付きの証明書がない場合は、健康保険証と年金手帳をお持ちいただくなど、2種類以上の書類が必要になります。

詳しいことは、手続きの担当課にお尋ねください。

市役所や他の行政機関においてマイナンバーを利用する手続きは、右の表以外にもあります。
ご不明な点があれば、お気軽にご相談ください。



マイナンバーを利用する主な手続き

主な手続き	問い合わせ先
通知カード・個人番号カードに関する手続き	市民課 窓口係 TEL 24-7014
国民年金に関する手続き	保険年金課 国民年金係 TEL 24-7057
市税などに関する手続き	税務課 市民税係 TEL 24-7024 税務課 資産税係 TEL 24-7025
国民健康保険などに関する手続き	保険年金課 国保係 TEL 24-7019、24-7015
後期高齢者医療保険などに関する手続き	保険年金課 高齢者医療係 TEL 24-7018
介護保険などに関する手続き	高齢者福祉課 介護保険係 TEL 24-7013
保育所に関する手続き	子ども政策室 保育園係 TEL 24-7083
児童手当などに関する手続き	子ども政策室 児童福祉係 TEL 24-7011
障害者手帳などに関する手続き	障害者福祉課 障害者福祉係 TEL 24-7017
生活保護に関する手続き	社会福祉課 保護係 TEL 24-7012
母子健康手帳の交付などに関する手続き	子ども政策室 母子保健係 TEL 24-7055
予防接種、健（検）診に関する手続き	健康医療課 成人保健係 TEL 23-2788
市立幼稚園に関する手続き	子ども政策室 幼稚園係 TEL 24-7082
就学援助などに関する手続き	学校教育課 学務係 TEL 24-7062
放課後児童クラブに関する手続き	生涯学習課 放課後児童育成係 TEL 24-7067
市営住宅に関する手続き	建築住宅課 住宅管理係 TEL 24-7053
	* 各問い合わせ先のFAX番号 FAX 23-6537（共通）